

毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



制度を活用して営業とくらしを守ろう！

家賃支援給付金の申請がスタートしました！

家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？
5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、
・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額
法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1カ月**における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] <small>※ただし、100万円（月額）が上限</small>
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] <small>※ただし、50万円（月額）が上限</small>

7月14日より申請受付開始しました
緊急事態宣言の解除後も新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。東京ではすでに第二波が来ているといわれ、感染者数も連日1000人超えです。中小自営業者からは、終わりの見えない状況に不安感が広がっています。

このような中、問い合わせの多かった「家賃支援給付金」制度の受付が7月14日から始まりました。

これは、5月～12月の1ヶ月の売上高が前年同月比マイナス50%以上となった事業者、または5月～12月の連続する3ヶ月の合計が前年同期比マイナス30%以上となった事業者の地代・家賃の一部を支給するというものです。

申請は「持続化給付金」同様、オンライン申請のみです

「家賃支援給付金」も、「持続化給付金」と同様に、オンラインで必要書類を添付して

申請する形となっています。

申請には、「持続化給付金」の必要書類（昨年度分の確定申告書、売上台帳、本人名義の通帳、本人確認書類）のほかに、賃貸借契約書、直近3ヶ月の賃料支払実績を証明する書類が必要となります。

賃貸借契約書のない場合は、追加資料として、「賃貸借契約等証明書」を作成し添付することが必要となります。

給付額はどのくらい？

法人に最大600万円、個人は最大300万円とありますが、月の支払賃料が100万円以上（法人の場合200万円以上）でなければこの金額にはなりません。

たとえば月18万円の家賃を支払っている業者の場合、18万円の3分の2が給付額（月額）となり、支給されるのは給付額を6倍した72万円となります。

ご不明な点があれば、事務所までお尋ねください。

小豆島のそうめんは好評のうちに完売しました。
※10個以上の注文はご相談ください。

国保減免相談会開催中です

毎週水曜夜7時～ 事務所 要予約

- ★7月29日(水)の相談会は休みです。
- ★先着4名までの完全予約制です。必ず事前に予約してください。
- ★この時間では都合が合わないという方はご相談ください。

<もってくるもの> 印鑑、今年に入ってからの収入のわかるもの、令和1年度分の確定申告書、課税明細書

★国保減免の申請期限は来年3月31日です！

◆ 来所の方へお願い ◆

新型コロナ関係の相談が激増しており、事務所が非常に混みあっています。

相談のある方は、**事前に必ず電話で予約をしてからの来所をお願いします。** 予約なしの来所はお断りする場合があります。